

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月12日

中

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 東京都 |
| 3. 市区町村名 | |
| 4. 届出番号 | 1 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 120-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.senryaku.metro.tokyo.jp/ict/number.html |

執行機関名 東京都知事

難病患者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|---|--|
| ①事務の名称 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成十二年東京都規則第九十四号)による難病等になり患した者に対する医療費等の助成に関する事務であつて規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 98 | |
| ③番号法別表第2の項 | 120 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 別表第1第1の項 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成十二年東京都規則第九十四号)による難病等になり患した者に対する医療費等の助成に関する事務であつて規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第1条 | 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であつて、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、 <u>難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上</u> を図り、もつて国民保健の向上を図ること | この規則は、難病等、小児精神病、B型ウイルス肝炎若しくはC型ウイルス肝炎又はB型肝炎ウイルス若しくはC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変になり患した者に対して、医療費等を助成することにより、その医療の確立と普及とを図り、併せて患者の医療費等の負担軽減を図ることを目的とする。 |

⑦独自利用事務の関連規範

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則